

巨瀬川流域について特定都市河川浸水被害対策法に基づき、「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定を行いました。(令和7年12月23日指定)

『流域治水』を推進し、
『水害につよく、安心・安全なまちへ！』

■巨瀬川特定都市河川流域図



「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、浸水被害防止のための対策を推進する法律です。

なぜ「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定をするの？

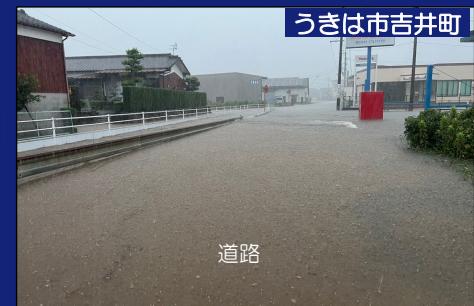
巨瀬川では、筑後川の水位上昇の影響を受けるといった自然的条件もあり、幾度となく浸水被害が発生しています。

また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。このため「特定都市河川」の制度を活用し「流域治水」を強力に推進し、水害に強いまちを目指します。

令和5年7月浸水状況



道路



道路

「特定都市河川流域」に指定されると？

国、県、市等の流域の関係者で水害に強いまちを目指し「流域水害対策計画」を策定することになります。策定した計画に基づき、浸水被害対策を流域一体で計画的に進めます。

流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないように、宅地等以外の土地で行う雨水浸透阻害行為（雨水を浸みこみにくくする行為）に、貯留・浸透対策が義務付けられます。

「流域治水」とは？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考え方です。



特定都市河川が指定されると流域内で雨水浸透阻害行為を行う際は

許可が
必要!!

雨水の流出抑制のため 許可が必要な場合があります

▶ 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、

1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（宅地等※1にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為）を行う際は、福岡県知事または久留米市長の許可※2が必要になります。

▶ 許可にあたっては、技術的基準に従った雨水の流出抑制対策が必要になります。

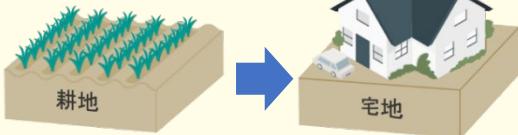
▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は、罰則があります。

※1 「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

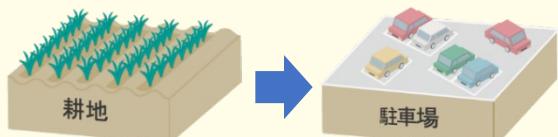
※2 雨水浸透阻害行為の土地の区域が、久留米市内は「久留米市長」の許可、うきは市内は「福岡県知事」の許可が必要となります。

このような、雨水浸透阻害行為（1,000m²以上の場合）を行う際には…

例えば **耕地**など締め固められていない土地に
建物を建てる



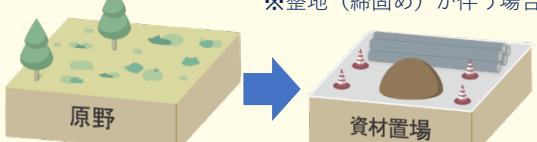
例えば **耕地**など締め固められていない土地に
駐車場を作る



例えば **林地**など締め固められていない土地に
太陽光発電を作る

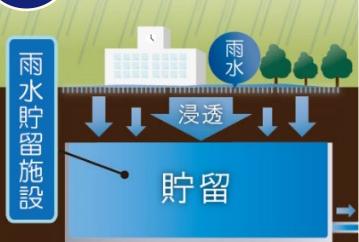


例えば **原野**など締め固められていない土地に
資材置場を作る
※整地（締固め）が伴う場合

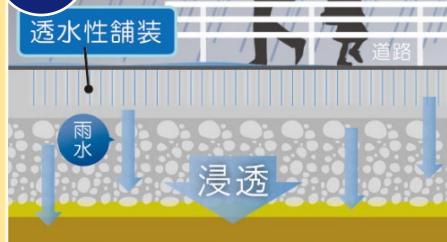


雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です

例えば **雨水貯留施設**



例えば **透水性舗装**



例えば **浸透ます**



問い合わせ先

指定に
関すること : 九州地方整備局
筑後川河川事務所流域治水課
TEL 0942-33-9131

許可に
関すること

: 福岡県 県土整備部河川整備課

TEL 092-643-3691

: 久留米市 都市建設部河川課

TEL 0942-30-9075

